



西籍概論

一

文学
16
60

□ 13
3082
1

西籍概論



西籍慨論

一

文学
16
60

□ 13
3082
1

西籍慨論

3082
1-4
門 018
3082
1

安政五戊午春新雕

西籍慨論

呂活字百部際絶板

据霞堂藏

西籍論講概本卷之一



平田先生講談門人及傳聞人等書記



はて今日より三日の間申所を記し置はるる通り儒道の大意をムら則漢學のあらはし又漢國へ謂ゆる開闢を致して定はるるは君々々歴代と申して周の代り秦とふる秦の代り漢とふるり替り代つて今の清と云代不成たるゆて數十代乃沿革又儒道と申せ記又其漢學致を者と儒者と申せ訣御國へ漢學の渡つて以来の荒はし又和漢の儒者と云ふ者共大方の學風及び御國の儒者とももの

235

漢學乃致し方乃相ひらみ宜しからはる事とて
論辨ひますので、扱漢學の事ハ今てハ世の中一
んいふ相成り人の心り多ク夫に深き其負ふ思ふ
人の多くて其非を辨せはと腹をさし入る世ハ澤
ら有ら此も甚多申にらちと聞て尤に思
をれた衆もせんがにさんとハ無いかも知れぬと
思ひはせり我の翁ハ教へに人の信しとて信し
はいと真の事ハありの儘不作らせ飾らせ申せり
といと返く教へられはし事且ハ漢人ハ此心
をハ申し多ると故人ハ憎はれ誹らるるもかま

わを思ひ多放法て申しはすは抑漢國乃事加羅學
ひの事ハ世ハ漢學者ハ我國此事とハよとに致し
ふやつれと成て世話やいてハ為所子いははは
ハ何も此方り申はと共な事てハ有けきと御國
ハ儒書の渡來て以來千五百年計ア亦も相成事故
世ハ普ハ博まり人ハ心ハも深くあみ込是又佛法
と同じ萬の事乃上に混雜してとる上ハ人心と
素直ららと惡さしと致し世の害や有るとハ佛
法のやうなとてハ無く甚しハてハ夫故ハ鈴の屋
の翁ハ佛法ハはしりかはハ是ハ人ハ形れとモ

漢學はつらと分生のかたを辨へられざるを
其て先う比山ふとに第一に漢意儒意と清くそく
れ去て大和魂と堅くそくを要とすへし古く已
れ何ふけけしむひも中ひ此事多言ハ小意ふく猥
り不是は惡して下、あるは大に不故あるて古小
也其故ハ古の道の意の明々ならん人皆大小是誤
誤てあるく免はハハりある故そと尋ぬれハ皆
此漢意小心の惑われ居て夫に妨げらるる故也
是千有餘年世中の人乃心の底尔深著てある痼疾
ありハやに角ふ清くへのそてかむ此物にて近

或頃ハ道多説くに儒意ははしふは事乃んろと
悟りて是と破て了人も是被と聞ゆれ共左様の人
そら猶清くあるははぬかると事あるハもして其
説く所畢竟ハ漢意ふたつらて斯の如くある故
不道と知はの要はは是と記とく除去あると
ハ云也これ字清くのそ支ららてハ道ハ得かこり
了へし初學の輩はは此漢意を清くのそ去て大
和魂以用くそへ事へ譬へハ武士の戦場に趣く
に先具足とくし身成るる状て立出るり如し若
此身乃固く字能せはして神乃御典成む時ハ甲

曹にも着る素履にして戦ひて忽ち敵に為る手と
負了如く必加羅心不落入ししと云れ又人に贈
らざりし消息文ふも只々漢の習氣とのそと儀事
第一義か候とも見つ又玉鋒百首にも「れもむら
ふ心はへしり中々にからの教へて人あしくとほ
又「漢さほれはわしら心へてて世人の心あ
しくちてぬるとも詠置れども尤是へ縣居の翁
の國意考や乃外種く書著はれとほ書とも云ひ
たられたる下本つりれもぬ事ふりらるの縣居
の翁はへにとまむにし稀くには漢意の「ち交つ

この説とも有りはして其以前も漢學ハ弊多心
はいて辨しられ儒者ふりらも大和心の失有ん
る人くには山崎闇齋門人浅見重次郎安止号と
網齋と云つる人云く水戸中納言光國卿の御家
臣栗山愿助号と潜蜂と云ふ人は又土佐の谷丹三
郎重遠まと鑽岐の丸亀人佐久間立僊号河大華
と云へる人は又武學者ふへ松宮主鈴俊仍号と觀
山と云へる人ハんとそ各々書多著してこそ多辨
しよふとも猶いほは彼國籍に醉まといハハ
字作つる擬聖人ともよまは字張れふれはむら

所の有て清々羨いしくへ辨しり祢ふも乃てムと
てもつて擬聖人共の爲に縛らきて漢籍の垣
内と出放き過うちハ唐かみの非説ハ知れも漢人
まら意のひら事ヲ知れぬハ眞の道ハ見へせ知
れぬ事てム各々それ御心得て鈴屋翁の歌下下ひ
は方の天は月日の影ハみしからのたぐろの雲し
も引てハと詠れおるむとたぐ心にしゑに以て
拙者ハ講説以聞了くり宣しめてム扱とか物ハ
初免か大事てム先入主とふふと云とも有に依て
序不申はうてム是も翁の玉勝間小物はふひハ其

道とよく撰ひて入をむへれ事有ても乃學ひに
心はしこらひ小ハ先師と能撰ひる其立ふ留やう
教ははゆなると考へて隨ひ初へれは也悟て鈍
れた人ハ更ふも云はる本より智と知人といへとも
大底初不隨ひせめはる方に自ら心ハ引はくわは
ふて其道は筋わはけと惡死事と得はとらす又
後尔ハ悟てふらも年来は習ひハさやう不捨難
死業ハはに我と云ふ禍神と立てひてとみかく
不証言して猶其をらと助あむとすぬ程不終ふと
死とハ得物せて生涯取事として身終はる

ハ杯世に多し其の類ひの人ハ勉て深く學ハ
學ふ由にくく彌惡き事乃み盛りふ成て己惑へる
のみおら此世乃人としてふ惑んやととらし返る
初免より師とて撰ふるにさになむと有はそ
う能く心得へ此事てム○はて漢學の御國ふ渡り
來る其始と申すおけけて先凡てもろく外國や
も成始免又その外國とも參來は故由以能く心
免祿ハ南らぬ記々あは夫ハ先靈の真柱に申さる
如く高皇產靈神皇產靈神の御靈によははは此
國土ハ本と成へて一つの物り出來て扱伊邪那岐

伊邪那美二柱神ハ夫に御天降るは此て既に大八
洲國ハ次々御坐遊んして後小諸々外國ともへこ
くかしと泥潮のりあははて大支人も小け人も
出來た物て夫ハ古乃傳ふ壹岐嶋津嶋及處々小嶋
者潮沫之凝成也といは此傳へい意ハ靈の真柱に
申さる如く壹岐津島をり西ふあふ國々三韓ハ
もとより漢土天竺其外の國も悉く潮沫乃疑て
成法多はものしやと云ふの傳へてハそとハ此壹
岐津島及とある及字ともて知らはる事てムはは
れハ諸々外國ともハ御國れ成さるてハ遙り後

に出來多る者て△斯て伊邪那岐命へ天照大御神
也速須佐之男命や御生と遊ハして大御神にハ
高天原を知し者せや御依し遊ハし速須佐之男命
尔ハ青海原潮の八百重ハしろしと御依し遊
したるハ此青海原潮の八百重と申也ハ此國土全
くと云ふ言てハ故に速須佐之男命にハこの
大地球とミカ知し也との御詔て△是ハ二休
の御目も亦御生れ遊ハし多る二柱う都の御子
ハ坐也から天と地と御依しハ此所ハれ多る事
左様坐也へハ御事て△然るに速須佐之男命ハ故

有て御母伊邪那美命の坐す根國へ入らせられ
く思召し彼國を入らせつと南れともさそふ父
大御神の此大地とみるしはし也と御依し遊ハ
しと御詔重んじ畏はるあそハして其荒魂や
坐す福津日神と帥て此大地ハ盡く御巡りむはと
扱御國の地へ御歸りむはれて韓國乃島ハ金銀あ
わ吾御子の知らず國ハ浮室何らもハくらしと
仰せられて樟多生しとてふささハハ金銀もふ
くとハ了はしき宝ふはる故尔其韓國ハある金
銀と追てハ取に遺し給ハんと御心もか々仰せ

らむて其取に行ふ時ふハ船より多叶ハぬと故其
時船に作るハ祀料にとて樟木ハ御ハやしおれ
るもろてム此御心乃結ハ神功皇后ハ御代に至
て知らる事てム斯て此神の御末とほき大國主
神ハ須佐之男命ハ御後多つ以て御國と初大
地
ふ所らゆる國ハ御造堅めふははつ或いりて
ムしやに因て須佐之男命ハ此國と造とて五百
はの鉏多此神と少彦名神ハ御依しおはれ
てム扱又皇御孫迹ハ命乃天降てあそハして國
七城知之矣すとハ伊弉那岐命の速須佐之男命に

此國と皆しらしむと御依しあそハしむは謂ふ
とつて知れぬ事て大國主神ハこ乃謂ふとて
御國多皇義麻命ハ御譲りおはれて後に少彦名命
ハ御後よて外國ハ御渡ておはれ少彦名命とも
其外國ともと作てり多次諸ハ外國ともと御國ハ
よりて仕へまほらしぬんとおはれ其事を御譲り
は中てふさるく事てムおれらのおはれやふはと
ともハ靈の真柱ハ委く記したははしりら彼書
と見らふくハ宜しハム○扱御國ハ外國ハ參来
れり始ハ神武天皇ハ御十代崇神天皇の御代

の七年不三輪の大物主神は天皇は外國の歸依は
はしへたらし御代としむさきてこの御代不意
富加ら國と云ふ國にて蘇那曷叱智と云ふ者と使
とて貢物と奉れよて是は新羅國は西南にあ
る國ては後ふは三韓のうちにあつてしはふよて
は扱この御代としふされさる大物主神も申もハ
則大國主神の幸魂奇魂の國にお坐て御代不此神外
國を御造てるは此れはれて御國へ御りへりな
れ其時より大和乃三輪に鎮坐を事ては此の神の
外國人の参来ぬ事も御さとしふされはふも見て

大國主神の外國もろくと御國へよりて仕へ奉
らまふんもらにはは事を知ぬり宜しめては扱彼
使人は此次の御代垂仁天皇の御代にて仕へ奉は
てどつゆはり其還る時に赤緒一百匹にての國王
に下され且先皇崇神天皇の御代に北國人も参来
ぬ事事故則崇神天皇の御名は御真本入彦印惠命
や申上るによけて其大御名ははと云子取て
任那國や甲一をさし多詔有て此使は歸し遣はは
とめては扱此下はけて諸りろ西ふある國々も加
羅と云事は此始はて渡り来りる國も大加羅と云

ハセふされさめ所ら大后息長薙比賣命不神の御
歸り遊ハして御悟し遊へもにハ西方小國あり金
銀とんし免種々の珍しき物あり熊曾字う流と
止てこまを征給へと御はとしふされさめ時小天
皇の詔ふやうに高地に登て西方字見れとも國
へ見名を只大海原のみこえられし仰せられ御
心の中に是ハ詐でもは神ぞとれ不して其御琴字
押退て御控遊ハしぬ時尔其神大く御怒り遊ハし
て此天の下ハ汝の知らもへ友國小あら北汝ハ一
道は向ひはせや宜ハし流ぬて△此時建内大臣乃

申はりはとらハ恐し我ら天皇ふ其大御琴字遊
せと申さるハ天皇ハ皆乃御琴と引とせてふはく
くに御控遊ハしとるうともしわつし御琴乃音々
聞へるうとけさば故火ともしてみ奉はるは所
うとく崩坐て居せらほくて△女即神の御言とふ
かはり小思食ハ御崇て△爰ふ於てたし改てり
しこみ先天皇の御あきうらとへ殯の宮と申し其
後宮へ移し參らせ扱大后ハ國乃大麻と女と取て
天の下みあらゆは種々罪穢と尋て國の大板と
云ふなはとけさる更次て神の御命御伺ひられ

ふり所り神の御悟し遊ハすと先の如くて其の國
へ汝余は御腹ふまを御子乃とらさん國なりや御
覺し成されなてふ爰に建舟宿禰の申はれはすに
ハ恐し我大神その御腹に坐を御子ハ何乃御子と
と申されハ男子と宜なりら建舟宿禰又申は
まはすにハ今かく言教へ給ふ大神ハその御名を
あらまふしや申はれされハ神の御答に此ハ天照
大神の御心高底筒男中筒男上筒男三柱の大神
也彼國を求んとたもなはハ天神地祇はハ海河山
ハ神々に悉く幣帛を奉て我り御靈を御船に上ふ

まどせて去くの業して渡はせや仰せられはて
ふ爰に於て其御教の如く軍船に御とく乃へかき
きて御渡りなさらんとを了時御産ららせられ
んとてなてふ其時皇后御腰帶ふ石に御とくみな
はれて御し遊ハし祈言して宣ふハ還ての後
こゝ小て生れ給へと仰せられて御渡りなはれた
る所り海原の魚とも大小とも其御船を負奉つ
て渡りゆは順風大に吹起て御舟り浪の波にくく
行く程に其浪新羅の國の半までたし上り至はる
てふふくに新羅の王うち恐もわかくして申に

ハ我國あつてまう此方潮の國も上る事成聞ぬら
これハ國も没して海とふる事かやひひもとハら
ぬりちみ大御舟ハ海に満むらひ御旗の光て日に
輝れ笛鼓乃聲山川ふひくくから新羅の王りはる
か小望て是ハ非常ふ海兵か来て吾國も滅はんと
をるると泣はやけて氣絶致しとてふじやかや
有て正氣に死つて去下ハ東に大和と云神國あり
と死け身必其國の神兵ふらんと云て自ら繩ふか
くぞ大御舟の前に来て甲せふハ今より行くさ
天皇の命のはふくく御馬飼として年毎に舟が
十

て腹かには船楫はさも天地ハ共常磐小仕奉らん
と申せ故其繩と御解ゆりし成はれて御馬飼部と
御定え遊ハし百濟高麗乃二國の王も新羅王のは
はろひ奉れは字ミてもやも御前小来て今も後
貢物ハさやけしと申せ故これも御ゆりしふされ
て渡りの屯家と御定え遊ハし扱其御杖ふされし
了御身を新羅王の門に御衝立遊ハし後世の印と
うけ世ふら其御系うせもして後世はてあはれ
と大事てハ扱底筒男中筒男表筒男三柱神の荒御
魂多此三韓の國の守神と鎮坐し免る御還渡り此

されども是よつけて曰ふ説に其の御歸て遊ハ
も時に弓の餌て岸石に新羅王へ日本以犬也と御
か交遊ハしは其後彼國の人是といやうり削
北ともいはる事消ぬと事といひはす此事
らいおたの輩は彼是といひけして信せぬ事
ら朝鮮平安城よて一里
かまわれの麗似と女所有て河邊小岩石多支り中
小二丈計り大石面小高麗玉者日本犬也と太
八字多不てはけそその字の大はけ一尺計りふ
へ切入てはあ夫と戸川肥後と云人々彼地小於て

親しく見ふ来はと記しとをいしうら實に
有ハは了やふ忽て不測な事てム○叔御歸り遊
ハし後御子の御生れ遊ハしてム其御生れ成はれ
さる時小御腕に鞆の形ふは肉ははしくと云
事てム是ハ皇后ハ三韓と御征遊ハし小はれて後
小ますら男乃御粧ひふされて弓夫御執と遊ハ
し鞆多御はけれはる故夫小御あやかりは
れ多のてム夫小此御子乃御名と大鞆和氣命と
も又品陀別命とも申奉つはてム是ら即ち神武天
皇とて第十五代に御當り遊ハも應神天皇とム叔

此天皇ハ石の如ク神の御覺しに
しよは時より天降下と云ひし
に胎中天皇とハ申奉ふとて
ハしと云所へ則禁紫多世の人
とハ云てハ斯く都へ還りは
波多はして亦く時尔皇右
して進はる元乃所へ引り
と依時に天照大御神ハ御
亦述代者給ふと御心廣田
れ又此三柱乃神の御覺し
に吾り和魂ハ淳中倉の

長峽小居て往來の船着んと
有る故小其如ク大御神ハ
りなほ也三柱神ハ淳中倉
られぬてハ則今の住吉の
言に爰に坐て往來の舟見
ふ内もよるハ船路字守ら
とつて後くはても唐土へ
この浦を舟と出されハつ
ふはる事てハさて因ハ天
覺し言ハ荒魂ハ皇居に
近はけ給ふ所と宜

小はけて考ふれば此三韓に征給ふべしと御
覺し自はれたる八天照大御神と申せ者乃其荒
魂の御心て八天照大御神の荒魂と申へ則禍津日
神小坐てはるの御名以五十猛神とも申し夫八天
照大御神小坐りの荒魂ていふは速須佐之男命
に荒魂小坐て殊に八須佐之男命に属坐屯て
其御子とさへ申し速須佐之男命乃大地以御次
て遊へしとす時帥て御ははりふささる程以事
ては是らのと委人靈の真柱に申さる通り
訣てははて其大地字は八で御還りふはれたる時

に韓國は鳴の金銀あり昔々御子にしら七國小浮
室にらすはららしと仰られて舟小造はつた樟
多御生しふはととふとあてはる夫ハ右申し
了如くやへ加羅國に小あり金銀と初先御國の用
と有るをたも乃追て八取に遣はらんや字なし
て其時小船ふらて八叶ハぬ事故夫不造るへは樟
多御生しふはれものては扱とやうに速須佐之
男命にり給て御定然とけれ置れよ為事と此時天
照大御神乃荒魂に御さとし有はと神山皇台乃か
らと御討遊はしと事てはこく多考へて禍津日

しうくちも統て神の御心なれハ必深き理のあは
とてあらふてム凡人の尋常乃理と以て測て去ふ
へててハらいてム○又此大右の韓國を御征伐
遊ハしぬる事を俗の儒者杯小智と振て是彼し
論ひ申し新羅とのうみ皇國小寇也しとも聞へす
何の罪もなかりけりよ故を征さばふ事ハ只に
からず貪と給へしにて不義の御仕業々で無名の
軍とぬんと申はへ只己が私乃小智以て物の
義理を定むる例の漢國意下して真の道ハ知りけ
るものなる抑この御征伐の元の寄て来る謂と

思へハ先此大地ハ夫御造を堅たふとも、伊
耶那岐大神乃速須佐之男神に依し賜へつたり
のて有る所乃自義麻命の受けたりし其事故
實と云へく我天皇のミれりら御有ち遊ハせ
えはかれとも其理のいほし現ハれぬので其外國
く乃王との各かひれくくしハたたり事ハ其
理のいま現ハれぬによきての私とてハ斯る
謂と云凡ハしいを成すとも皇神等乃御定ぬ
ハたれ謂あるか故にうく御計ひ遊ハしぬもの
ハ夫と賢くもく小論し奉るなやと負氣か

宇治若郎子も申すは彼二人多師をして始めて
の漢籍と御讀遊ハしく夫に御通達成けりゆと
申也事て此王仁と女人ハ御國を儒者の始て書
首等乃先祖て此扱此時んし宛て漢籍ハ御讀ふさ
るくに比せてハ漢字乃音を知らんてハ漢籍讀事
あさハすは此方の言とてんてハ其文義と解
め事あら給ハ此時より字音も其訓も阿直王仁と
との定ふもの見ゆてハせられ譬るハ論語と
とはんハは首に論語卷之一とある論語又學
而第一とある學而又子曰とある子の字ふと皆音

讀にもる故其音を知らんては讀む事何さハと
はて學而時習之とあるとを訓ふはからずて
訓もふくてハ叶ハせよしハ字音の儘に學而時習
之音に讀とハ學とハはぬ小テ而とハての心時と
んをてくと女と習とハふらふ事なわとヤフカ
知らんて其義も通達ハ致しやなさやう不知
るのう即ちいハゆり訓てハさもハこの始に王仁
等ハ大に骨折多とてあらよてハ夫を忽に
ハ御通達ふとせハ若郎子皇子のハみしハ御才
氣に坐しハ事て其實に漢籍ハ御熟しふされ

證ハホの御代の二十八年に高麗國より朝貢の乃
きり奉つゝ表の文ハこの皇子の御々々遊ハし
白は折々高麗王教日本國と云不届れ了文ハ有
為故其便ハ其不禮と御責ハ内と右の表ハ御破り
モて自はれハ事々有りら當時既に此方までよ
むへ支音も訓も足は有たは也是て知れたる
もし音訓ともにあつたよと讀て其表文の無禮ハ
了字御辨へ自さるく程ハ御通達ハ出来ぬと云
近世乃儒者徂徠大宰なと云説ハ能漢籍に熟し唐
音ハこれハ訓讀ハ小らそかの國の法乃如ク

直讀として之を通しけとらぬと云ふハ甚以て
虚妄の説多ムと云ひ口ハ直讀にして心ハ
訓讀せん多ハ其義に通せ也とて人ハハカヤ
カ去ハハカモ此輩も實ハ自らも訓讀の法ハ依
てとるハハ相違ハ以てハ猶右れと云ハ委し
トハ師の漢字三音考と云多とんて知はりて
△○玃應神天皇様の御次々仁徳天皇様其御次々
履中天皇様と申上りてハ此御代ハ四年と云年の
八月始て於諸國置國史記言事々ハ事々書記にあ
了是ハ諸國ハハ此時始て物記ハ人を置きて其國

々にあらゆ言ととも成御記はせさされさ
と乃事故朝廷ハ是々で前不既々史あつて記は
れぬ事と知らるてム但し此ころへははた廣
く事々御記はせられた程の事ハ無つよる事へ
申すまでもないてム○扱はぬ皇國ハ周々で文
字ふしと云ふハ古人も追々論したにさる事ぬと
とむけうてハ有むいと思ふ此ハ必神代より有さ
る事と思はれるム仍て其出来ぬと思ふ千細子
取摘て申はハ先物あれハ必名なり斯て年移て代
重々はに従てハ物多く事しけん成行て終らむし

人有り故ハ物事ハ目印を付て辨へ屯ハ有ハから
す此目印と云ハ則文字の原本て其ハ一はの印に
ハハと書々二はの印下ハくと書々三つ以上も右
に准し丸或物にん○とかハ四角の物ハ□乃如く
ふて是則文字なり彼諸越に謂ゆる象形として日月
車馬ふやけ字々類ハも同じ事にて萬の物乃字も
是に因て自らに出来つて理ふり是ととふして神
代乃神さちの造ふし給はそふ置給ふ為に理ハふ
ハふムけむハ御國ハ文字ぬしと云ハ無誓り説
と云ものてム但し神代文字として世に見ゆるもま

くあはれ、其等の中に、眞の物も有るなれと其へ
未とく考糺さく、此て定て、云ひつゝい、是へは
又暇ある時に委く論辨いさ、つゝて、云、叔由、日本
記、天武天皇記十一年三月の處に、命、境部連石積等
更肇傳造新字一部四十四卷、云、事、云、留、此、新、字
と云、し、以、甚、多、凡、事、中、に、聞、え、る、は、り、令、傳、は、ら、は、め
故に詳に、知、り、う、さ、け、れ、と、も、世、不、和、字、と、稱、し、て
榊、橙、峠、風、筈、紐、蛇、襪、辻、鞆、形、と、云、類、ひ、の、漢、字、不、非、は
る、も、の、數、あ、は、ら、必、く、の、新、字、の、存、て、あ、り、よ、て、云、上
にも、云、如、く、文、字、ハ、い、り、尔、も、造、れ、ハ、造、て、出、へ、死、物

て有る故、尔漢學の渡らば、以前に必皇國字の有
るは、事思量られたる、然ととも皇國人の大ら、
にして、さし、も、多、く、へ、造、で、出、は、せ、ぬ、所、を、彼、諸、越、人
ハ、元、來、物、と、言、痛、此、國、風、な、れ、ハ、此、道、不、賢、の、物、乃、理
解、も、委、く、考、へ、い、と、多、く、造、字、出、さ、は、不、仍、て、便、宜
な、事、も、し、れ、う、い、は、は、故、に、神、乃、御、心、と、其、と、皇、國、不
貢、奉、ら、せ、て、御、用、へ、せ、ら、る、事、て、有、り、さ、と、又
多、く、不、過、て、甚、煩、ハ、し、予、程、不、成、さ、る、も、止、事、と、得、さ
る、勢、ひ、て、云、是、ハ、取、捨、し、て、用、ふ、め、か、宣、ハ、て、云、叔、其
漢、字、ハ、渡、ら、る、と、ハ、上、に、云、如、く、云、る、か、皇、國、の、云、し

こま入々皇國詞に考合せて義ハ之ニ音訓字足
次々不用ひよほ所々般々や用ひ馴てん大不便利
余のみならそ漢學の弘法はつゞき機運ふは故小
以つとふと神代字ハ廢りておれ々如く終お今
有様とて成らて有る是本々わ神の御心成りてハ
論亦してハはと上つ代の事實ハ物に記さ屯口
のミ言ひは或語繼さるも多々有一れとて次々に
傳聞の誤で出来て終らむしを有一れ多隨ハ文字
おて記し遺ししハ殊に正しく終れかく傳はて
て千萬歳と過たりも元の姿にいと親しく當時の

有様と今目以前に見るか如く思へれば事おて實
お是は文字の徳てハ師翁ハ歌にも「古おと字今
おはら小傳へ来て文字も御國のひとつみお々
らと詠とさて此故てハ斯の如く漢字を用ひて事
と記も如く成さる代以て俗ハ漢學者共々非心得
して誇り騷ハ鼻高して置る々其論辨身いつ
ち果の會に委しく云ひはせりから夫はて待れり
々宜ハてハ〇叔御國に漢學れ渡り未れおる始の
故由ハ右の如くて是もて次々に漢籍も多々渡り
後ハ三韓の地とて諸越はても御使を遣さる

はと物學上人多も此かハ付れて彼國以事ともハ
何一ツ知れぬと云れ又て不御學ひとり成り終
不今の有様とハ成るもの多ム此に付てりの諸越
乃國乃此れ始免人乃はし免と考ふるに其謂ゆる
開闢の傳ハハ不御國の真れ古傳ハ遺流居る
多ム其もまた徐整ハ三五歷記と古書小未有天地
之時混沌如雞子溟津始牙鴻濛滋萌清輕者上為天
濁重者下為地盤古有其中古く後乃有三皇此天地
之始也やあは此心ハ古ハ天地のいはい無けり
了時其天地や分るへ或物り混沌と入交けて譬

ハ鳥の玉子ハ白みと黄ととウ混して何めや
てあつとハ溟津て牙をし鴻濛としぬ滋と萌む
まゝに其清く輕け物ハも上とて天と為り濁重
或ものハ下はて地やふはしは其中に盤古氏と名
くろ神人ろふり出て是り天と地と人と乃始と
云事て即御國の古傳に大地のいはい無はし時
皇産靈神乃御靈に因て虚空下一物成て其状いひ
難く浮雲いかくる所ふれり如く漂む有しり其中
りり状葦牙の如くしと萌上て天とあり其迹ハ残
り物り此大地成ては伊弉那岐伊弉那美命の

御成遊へしと傳にひしや符にてとるら此ハ
全ハ古傳の彼國にも傳ハリ存友もて此盤古氏
と云ら皇産靈大神乃御事後に三皇ありと云り伊
邪那岐伊邪那美命又須佐男命乃御事と彼國に語
り傳へぬ了名と見へばてハ其ハ先盤古氏と云ふ
名義以考ふに此盤字ハもろつや讀む萬の字と
同音の儘不借てり來れりと思えて義は萬字不
りへり事於く万世を経たる古俗の人と云心と思
ふもして且速異記と云書尔依て考ふと盤古
氏夫妻陰陽之始也と云ふら夫妻字兼へる名於

了ら上ふはして帝王五運歷年記に盤古死後左目
為日右目為月毛髮為草木と云ひ又盤古氏頭ハ為
東岳腹為中岳左臂為南岳右臂為北岳足為西岳と
云ひはは盤古氏泣為江河氣為風聲為雷と云
は類統て皇産靈御神と伊邪那岐伊邪那美二柱神
の古傳ハ誤傳ハわらふ事疑ハ此ハ天地
初卷のした彼國ハ語て傳へる物てハ抑此大地の
成初ハ是まで段々申也通て御國々元て高皇産
靈神皇産靈神ハ此にも殊ハ御靈のふさへり殊
に此大八嶋國ハ伊邪那岐伊邪那美二柱神の御生

遊ハしよ了本つ御國萬の國の祖國故天地の初發
の古傳説も詳尔傳ハてたぬる色とも萬の外國々
もハ二柱神の御生ふさ色ぬるとハ違ひ先にも申
も通季皆是潮沫凝成者矣とある古傳説亦依て考
ふれ等加羅江始め諸の外國ともを統てくく潮沫
ひちりこか凝集つて大れくも小けくも漸々爾國
形と成る物故天地始る古傳説も御國の如く詳か
にハ傳ハらぬ等の事て此ハ譬ハ京都にも有る
とハ關と乃田舎に申しつと一ぬやうふものて元
乃京都むとふ隨らぬも尤ふ事て又御國の正

此古傳説を訛りふらふ言傳へて其國々の事ハ
如く云のハ是も京都もて有る事と遠く田舎し聞
傳へて本江ハ失ひ其所にて有る事れやう尔語
り傳へると同じ記てム扱上此件不引出て申ふ
事等々ら國の古書に見へぬる事には有れり實ハ
ハ吾古傳の訛りふれハ彼國上古の事實に非も我
御國の古傳と云へぬもれてム○扱右申す如く潮
沫ひちりこり凝寄て大くも小くも國形と成る
とハ共小くも高皇産靈神皇産靈神の産靈の御靈
に依てちる事ハ御國も万國も同じ事ゆれとも其

殊なる御靈のよけはけて殊なる二柱神の御生み
成られぬる御國と唯に潮沫泥土のふり依て成れ
る外國ともしや依り御國と外國との國からの
尊身羨惡優劣をかくて判る其もはとうして知と
ると申せり古傳説のよけに致し計りてなま令
目前の事實に依て考へても御國へ人物多初見一
躰乃風土及び萬乃物乃優りとめと萬の外國もへ
懸隔ふると以ても知れたる妻々へ古道れ大意
を演説のみれで申は通すの事但し人物によひ
諸物のよけで成る計るふ南く御國を道乃起本ふ

は六君乃皇統ハ天地とくひ萬物を御造り遊んせ
高皇產靈神にハ御曾孫又天地を照し御惠ミ遊ハ
す日乃神にハ皇大御孫坐ま屯迹く藝命の御子
孫に次く與天地無窮矣と有る日神は神勅のよ
くに御相續遊へせふや身一の明證てハ萬の外
國ともハ是ふ及してろけの事物やハ御國に
とよけ乃とふら屯道の大本とる君と臣とのはハ
と先も正しつらも定れたる君の死儘ふ甚りくく猥
りしれ事のと多く中にもからハ甚しいてハ然
ると儒者ふんとはみよりハ彼國ふると讀耽はて

其文詞乃事々交に目くらませしに彼國を稱立
了はくも世入を夫よりよきて大抵はるると思は
て居るていひてや左様の人々の為に先彼國の世
の初より定れたるまゝて乱りなはしと謂ゆ
歴代の沿革はて今の清や古代に至る迄の有状
をかみ揃んで申はる○抑世界ハ一牧於れハ上
も申を如く極古ハかの國も共ニ我神々の御開闢
自より御治免なされたる事炳焉々其の御名こと
替りて上皇太一と云ハ天之御中主神の御事以申
し盤古眞王と稱せりハ皇産靈大神ニ柱の御事小

て天地を御鑄造なされしは御事迹と傳ハ季次
に天皇氏地皇氏人皇氏は河三皇と云々此ハ伊邪
那岐伊邪那美二柱大神と其御子須佐之男命と申
して大地と固め國土を御生成しなされし御事
も和漢の傳説打合ひて聞ゆは亦是を讀ぬる神
聖も亦多く御國に渡りて彼國の世々を知給
一由の古傳あり又右に讀ては謂ゆは五帝は
其第一と爲太昊伏羲氏と稱をぬり我ハ大國主
神の彼國を下りて其地と經營し人民を教導し給
一は多稱しは御名次亦炎帝神農氏次に黃帝有

熊氏と云ハ則大昊氏の御孫と聞ハ次ハ少昊金天
氏又其次ハ顓頊高陽氏と云ハ又其御子孫にして
夫レハ御功德ありホ乃御子孫の次ハ連綿と御繁
栄ハはれ多事ハハ乃國乃古レ記録系譜の類ハ
見て著明ハ我レ神典ハ大國主神之御子凡有百八
十一神矣以十五柱為珍子而天下四方國人等令咸
蒙恩頼矣と云レハ實に然リ有ハ御事ハコヤ又
右ハ外に少毘古那神ハ早くヨリ國くに御天降
サレテ漢土ハ更ヨリ萬國に渡テテ御經營ハはれ
ヨリ御事迹各國に傳ハレテ勿論ワリ神典ハも見
ル

其外ナレハ御々の御渡リテヨリ共ニ世間
子御治免成ハレ青人艸乃為ニ成ハテトモ以種
ク御起シ南ハはれ多事ハ中ニ漢土ハ皇國に逃レ故
ク神々の御事迹殊ホ委ク傳ヒテ又國々ハ御國の
如クホホヤハ無レホ其餘ハ我狄ヨリハ勝トハ
テ故ホ上代ハ草の上にもはして猥ホ事ハ
世の治マレテ事も書ヒ見ヘハ如ク
○叔はる瓦ての人初ハ彼國ハ古傳ル女媧氏
ヤ去リ黄ヲ土ト搏免テ人ト形シはる泥中に繩
ト引マレテ作サヤも去ヒ又或ハ人シ池ハ魚

の生一育さる物不出れ生をる。如く自然に出表
とと去も非説ふも有へり。是と皇産靈神乃
御靈に因てなるとい申はてもかいて。○扱此五
帝に續めて國王と成さるを帝嘗高辛氏と云ふ。是
先黄帝に曾孫ふらり五帝につくいて世多治免
了事書とも小みへ。此次ふ立よはと帝堯陶唐氏と
云其次の帝舜有虞氏と云。儒者等乃大に稱立よは
と此王よちのして。○扱此玉等も五帝の余業と
繼て天下を成は免萬民を撫育をよはとに心を用ひ
たる事。の容易ふらはる事。身尚書と初次古書共小

みあるる如く。て。然は彼國も三皇乃御代と
り以上も草邁の事。於此ハ論に及へも五帝乃未ま
ても大方に治はりて。はしを撰り了事。ハ形かてし
る本より國うらも宣からも物。と狭意。用了風俗
の蓄もあてり。心ハ用を共撫育の道も行届
か。世と治免。侘さるにや。帝堯氏其子ハ數有る。と
と不肖乃者多。人仍て外不聖賢。人子撰んて天下
と治免。とせうと思付たて。是ハ受禪と云事。の始
めて。ハ扱此陶唐氏ハ高辛氏の子て。則其跡。子嗣と

西の世に堯帝と云ふは是れ事て此堯く始め
唐と云ふ處に居るは故尔此王の世に号とハ唐と云
ふて此れ時尔西戎中大洪水て史記や尚書小
天に滔了浩くとして山を懐沔陵に襄るといひは
下民皆服於水とも有る程の事也實に大變る
洪水て有ると云ふも此余かと前からの事多前後
二十年余り三十全近くの洪水と云ひて云
くか思ひ合さぬと云はれり此年數と録てみれ
ハ丁と此時今に當て西洋要呂波の國も大洪水
て云ふ稀りはハハ絶て云はれぬと云事ハ蘭書共

水記して西の極南の國々の今有處乃人の種ハ其
洪水の云はれ能阿久と云者や外に西三人至て高
山を登じて命を助り以ぬ乃り洪水治れて後尔
其子孫々小忽て諸國へちてぬ今乃如く人々小
は白と云事て彼國の書やも尔此洪水乃事子ハ真
小胆多ひやして云いて何は夫と加羅の書物てハ
物理小識と云物に天地開時初有水荒云く太西言
洪水時亞爾墨尼亞為甚猛雨四旬地面全没止遺諸
凡等人數考其時當帝嚳之八年壬辰ハ中國洪水在
堯時是一徵也と云るハ此事てハ天竺の佛經に讀

てとに處り世の初に洪水有りて是も人種の
畫俗程有るや胆多しやしてありまを其年代
ハ詳ららぬと其前後の事は考へ見ゆのふやは
ハて此時の洪水らしい事にしはてん扱此時分
身御國てハ何れ乃御代にあはると申せと身りに
ハ申されはせんか大底ハ彦火々出見命御代頃
あはるやうなけれとも少り以て思ひ合はる古
傳説もふく實不御國てわけもふかたことてん此
等ふかむかへても此大地に於て御國の在所の殊
更に高々尊事も又から字はし免西ふあはるの

國く久低く身死事もなく分はてん其内加羅も少
かり御國も述べ故り地面も高い西の極なり國も
とて身水も少く人種もふかたはなりてて無
流さてん○扱堯身此洪水と治免うとて先諸の臣
下に其事を誰へ申付らうや問ふ處り縣と云ふ
者り宜しうらうと皆り申す不依て其縣一甲付
る所、九年其事小物へまむさとも少りも功成
はすてて縣多ハ羽山に殛を申て誅してて
其跡とハ縣々子の島と云者へ申付らば處り此ハ
史記も鳥傷父縣功之不成受誅乃勞身魚思居外

十三年過家門不故人と有と云れを父の功立人
て殺れぬのふとく致し且心外にも思ふと
とへて誠小其事を勉次大造の骨子折て遂に此洪
水の退治いふし又て此不祿たりのとへ尚書
禹貢と云ふ篇又史記江夏本記又山海經と云
ものよ委く見牙味多ム○叔堯にハ子もしく
有て其弟一ハ男子ハ名ヲ丹朱と云其外に男子
九人又娥皇女英と云二人の女らありから凡て十
二人の子持てハ或人ヲ堯以祝して壽々且富て男
子以多ともふし又おと云と所々堯ハ申せ小ハ辞

多男子則多懼富則多事壽則多辱云にと有る隨
分女ハ嫌ひても無は多と見へて其詞ハあつひ
子ハ澤山生せとてハ叔かやハ男子ハ十人ハ
て持ちちと丹朱と始免一人として跡ヲ嗣せ
はやう有器量の子ハ無とて他人ハ禪らうと其仕
へ居臣等にはかれと見立て王位ヲ禪らうと云
多れとも誰も受らうと云ふ者ハ無は多と云とて
ハ是ハ付て世人のよき知ていふ事ハ其頃許由
と云もの中巢父と云者ハ有て世と遁れてハ居
るふとも賢人と云の聞へり有に依て堯ハ其許

由に逢て王位を禪らふと云ふ處、許由は袖を拂
て夫をいやく却て耳を汚しとて川へ行て
其耳を洗ふと云事て、時尔彼巢父は牛を水で吞
せやふとして此川へ来てみぬと許由は耳を洗は
ははから其説を問へば、堯帝の王位を禪らうと云
ふ故大に耳を汚しと云依て洗て居ると答ふ處、
巢父は許由が様々の事々聞かす心かけの惡い故た
と叱り其汚れぬる耳とあらつゝ水を此牛に飲
れぬや云て歸はると云とて、此は莊子小有と故
例乃寓言をもたれぬけとて、人の能知る其行ひ

の高麗由ふ云ふて稱譽いふ事と云、此も諸越人
ふから陳眉公や云々評と致しぬる趣り面白く夫
の荒はてく鳥獸と群を同して居候と云とて、禹
其を治るも水の處へ舟に乗て陸地も只も歩か
れぬて車にけり泥は所ん輶にのりたりや何り千
辛萬苦して其洪水を八年程かくはて漸く治つと
處て漸に民に稼穡成せし程のと又百姓共の苦
ミハ飲食の物も乏しくなるを辛うして生て
いと云々其上不世の初めなる因て何もの

もいほむ粧り整へる事も斯く漸々大地の草稿々
出来たと云ふくらいに事々も何れを受もらふ
處も有うや夫ハ其王也と云竟り住所と云へる茅
茨不剪撲角不斲と云て其屋造りのかやく材木も
れらもけつらも其敷く席も縁もけへる付も皆れ
羹字和して食ふ事もふくやうくく銅盤の食て聊
り飢をじり衣と云へる鹿裘と着て少り寒は字
禦く計も天下の樂も成享は所てハ南い天下乃憂
松叢免る乃てある故に堯ハ鯀舜も黒と云て黒く
くも好はくやつて有くと云るゆりふもはふて有

さらし處は許由り何のかんハしと羨む處々有て
此を受くふを老子尔不見可欲使心不乱と云は終
末の許由南やり事ても有うや云ははしと云此
ハ實に面白く説てハふと其後人々この説と
評して堯け時に洪水害以れして王とあは堯すら
慶ぬる衣を着し惡食を致し居ぬる不との事と小
依て況て巢父許由と荒山に居る匹夫乃事故其衣
食住り思ひやられたるに右様ハ所行や云ふ是一邊
の見解と云りのやと云ぬる是もれもしりい此時
王ては右の如くふからふ野の匹夫ハ其扶實に

思いやらねばとて公叔の巢父と云ふ乃何
久也中も持て居て煩ハしのかと一更も何も持
んぬ時に或人其食物と入れはもれ無化とて
瓢子一けをこゝ處に其と木の枝に引り置と風
が吹かんで鳴ぬ故是も煩しきものこととて捨
てしはつとと云とて右の許由り耳と洗さる事と
並へる世の老莊家と云て悟らばしく古輩の不
化騒く事なり此も加羅人王維や云もの評して
舌牙の高貴行ある人の事と云へし此巢父と許由
り此等其行むと云出す耳の聲は駐たる所で行く

聲ハ耳子深は乃跡も無ものなり彼等ハ如く外
悪む者へ存多垢し物多病へしかる者ハ自戕入者
たに依て此二人ふないまも曠士とけへ云へ或者
て自いからとうとて道を得たは人と云ハまりて
と云いはいさり此ハ實によく評し多事て公諸越
の賢人もの高士ものこと云ふ類ひ此巢父許由を始
其彼謂ハ竹林の七賢人杯太ふ輩も皆似せもの
と作て賢人て有つと云ふ漢名て云ならハ擬賢人
とか擬君子とか云よて公叔堯ハ右ハ如く之に王
位と禪うと云所ハ誰も受るものらふい故諸々乃

臣下に農夫百姓隠遁れ者にても苦しからぬ程に
其く多吟味し後と大なる所り皆り云ふハ民間の
矜に以此今舜と云り有て此ハ人々亦其の宣しに
者明由多々々々ら竟り吾其試哉や古て吾女の娥
自と云と英と云と二人有るは舜不允あハセ
又嫡子乃丹朱字のけて外ふ九人の男子ハ有るも
悉く舜不許けて仕へさせ扱二人乃女並ふ其男子
共不對しての舜の爲方に在ひ其一家の修めか
らんと試し目下後上王位に禪らんとの深に思ひ
慮てか様致しこと尚書や史記不著ても但し斯の

如く天子とも稱は者の女と婚せし程の事故不然
らる舜字百姓から取上にも云ふことと思へハ舜
ハやはり耕し耘り渙り其もして其よく農夫て
居るもこれ上下の差別無く事此等以し
知り宜し以て之斯て亮ハ兄弟乃女と舜ふめあ
せて彼り人々試しと云ふ處ハ大に様子
うまいに依て心と定て天下に禪る氣ふり今七十
歳乃時不位と避て我々も王の業とて舜不摂行
ハせて二十八年不死んこと言ふ事てもこれハ
舜も元のほく農夫て居て王位爲不業を兼て以て

事とみへて△○叔舜ハ堯ヲ死スル後小堯ヲ嫡
子スル丹朱ト云者不堯ヲ位成嗣セウとしむ所
々其世の諸候と云けり者とも朝覲以致屯ル
其丹朱ヲ許へハ之んて舜ヲ處行ハ又諸々獄
訟の有も乃ハ丹朱ヲ處一行セに舜ヲ許へ行ハ故
又舜ハ舜に於る天也夫と云て此より初て玉位に
踐はると有て△此舜ハ虞ヤ云所から出ス所者
てある故に是ヲ代乃号と虞と云ふて△
抑此受禪と云ふ一わざとも事乃やうル
も聞ゆとも其實ハ甚悪ク其ハ先身一に君

臣父子の義理薄く後世ハ聖賢と撰偽ス所者
多クナリ其基ルて我御國ハ如ク萬世無窮
の大道小非此一代成りの功業と主と云は故
に長久ヨリ事缺身終然と儒者の此二氏と
祖述するに受禪を以て稱するハ大ハ心得
違ひにて實へひく記引しや云へき者也
さて舜ヲ子不商均と云ふ所此ハ彼堯ハ女乃女
英と云ふ生ム子て△所々是も又天下に有はへた
器量てふつとと云事夫故舜ヲ死スぬ前にか
の大洪水成治地ハ禹に禪了つもて有と申

三十
とててム叔舜ヲ死て後に禹も又舜ヲ堯の子丹朱
に禪譲ス例ヲもけて舜ヲ子商均に禪譲ス處々又
ウの諸侯と云此ハの考とも商均ハ處へて之んて
禹の處へ歸は故てて禹王ハ王の位と嗣と申
テ事てム此禹王の代の名と夏と申ててム禹も又
其死る時に其臣益や古者に國王の位を授け死ん
たる處りハの益も又禹王の子ヲ啓と云へ彼舜や
禹王の前の王の子へ禪つた如く致しとる所ハ今
度ハ大禹小注文が違つて天下の諸侯共ハ皆益へ
ウかんて禹王ハ子の啓ヲ所へ朝して吾君の子也

と云て是ハ小仕へて了て今度ハ禹王の子ハ位に
即さてム此名啓帝と申すこの啓帝ハ子ハ大康と
云ハ王ハ時ハ其臣に羿と云ハ有る其王大康ヲ逐
出して大康ハ弟の中康と云字立て羿ハ我儘ヲ屯
了と云へりらそ其内ハ中康ハ死て其子ハ帝相ヤ
申ハ王ハ時ハウの羿と申セ臣ハはら其王帝相ハ
遂て今度ハ自分て位を奪てム一鉢これ羿と云
も乃ハけしからセ引名人テ論語ハ羿よク弓ヲ
射はとあめ此ハとてム所ハこの羿ハ臣ハ寒浞
と云ハ有て又羿ヲ殺して王トかり夫ハハヤハ事

ハ其死骸以煮て羿の子に食せたと云事てム叔彼
帝相と云ハ子ノ夏と云者以遣へして殺しせに
てム此夏と云ら大造にかの有る者て陸地も舟と
湯とと云事てム此後帝相の臣に靡と云ふ者り有
て帝相り子の少康と云と取立ててハ乃寒浞と殺し
本の如く夏禹王の血統に復しおてム羿と寒浞り
夏の也子奪はて居るは間り四十年程と申とて
ム叔此少康り禹王の後子興してり十二代夫尔
禹王から以下は康り父の帝相はて五代をへて
十七代と云る年數り四百三十二年先可ふてに續

ハアム其十七代目の王を謂ひ了夏乃桀王てム
此も大小人わんはくが王て有ると云下て夫ハ史
記ふも夏桀為虐政淫荒と云るてム此時に殷湯と
云り有て此者りハへのと飾て世と欺て桀王の
世の衰を字幸や去て怒不兵字舉て諸國以討ちふ
と致ふる處り其頃桀王と其臣閼龍逢と云者の諫
言も了り氣も入んて殺さるるに湯ハと遣
ふして之以哭しせよる處り桀王夫を怒て湯と其
臺と云處へ囚へおてム是ハ實に湯りいらさゆと
と為ふる故囚へらさるのてム於せと申も尔とし

也關龍逢ヲ諫ハ所尤テ桀王カ夫ヲ殺シテハ無
道ナモ其自ハ無道ト思ヒモ龍逢トハ惡シ莫者
不思シテ怒テ居ル處多湯ヲ賢人トテラニ夫ヲ吊
シテ哭シ且南ラハ桀王ノ心ニモ我ト非トシテ
湯ヲ仕業ト心付テハナリモシテラトナラハ
さう南モノテム此ハ今ノ世トモ君ヲ重ムカク
シテ受テ手打チテトモ其以テ其ハ同シ
臣下ハ内不夫ト甚シク悔ミ歎レモ致シテ夫ラハ
其君トある人ナリナラハ小心トナラハ加様ノ事
尤多今ハ爲事實ノ上テ考一見テ宣シテム叔

桀王ハ湯ヲ此後廢幾クも不ク釋シテ處テ湯ハ
是より益ク徳ト修テ人ハ懐ケ彼伊尹ト云レハ
しら人ヲ物ト置テ是モ事ト謀リ此者ヲ桀王ト進
メテ仕テさせテム此終云ク問者に入テ置テ
陽ニ忠義ト見セハ弟陰ノ事ト討ラツテ桀王に
付テた者トモれ心成テハナリ離レシ免むト
乃エテ致シテム夫ハ尚書太傅杯ハ急度證據ヲ
見ヘば其ハ其工トに相違ナシ故ヤカテ又湯ヲ許
ヘ歸ツテム叔此後湯ハ昆吾氏ト云ハ諸侯ヲ伐
テ其ハ其ハ其君桀王ト討チ亡シテトウク

國多奮作て此を殷の代と申せて
 先是て漢土へ一變致し此受禪放伐の行はる
 べしと申付て眞の道行はれと天下は人心自ら
 法渡りて以來善惡の名はひ畢ぬと云る
 如く儒道弘ゆりて眞乃道に却てて左道の如
 く成てて
 我殷の代と存して湯王より直る次は太甲と云土
 不甚の暴虐を有し中申たかの伊尹を之に祠宮と
 云所へ放逐して自王の位を居て國を治めし處

三年計を有て太甲は其人と南て改をよに依
 て國へ呼戻し元の位を復しとと申せとて但し
 是ハ史記に見ゆる儘了申せふ也とも實の處ハ
 彼羿と云奴ら其王大康と放逐て國と奪はし例
 小倣して伊尹も夫やつら乃てふかせと申せふ
 此奴國と奪さのて南ら其君の連枝ふはもの多
 君を立て己れ夫不仕へ居て文事て三祖は太甲の
 連枝は者外不在と云事も書るゑぬから立も
 せし己き位字ははし事とミへ了てふう様申す
 と漢學者流も大甲の人と取りのふ好いと待て居

よのこととも云て有りけれとも直らすへ何とすは
又大申う若桐宮て死も致ららる何と為るぞ
てま己其位不居とれるて有りり是れ奸曲て有ま
へん殊不此大甲と云王の殷乃代の王しもの中て
ハ太宗と稱し明君とも云れたる王で夫の初
終不さう悪からう筈をふし又はし此大甲子位
不即けよ乃も伊尹の業て其時人となすか知
れぬんさる夫てハ伊尹の不明と云ものてハ若
又王の位に即る時は多ハ人となりも宣かたは處
ら王不成てりら暴虐不戒されらハ是も有まは事

ても無いけりとも人にハ生得多し性も云ハ何
てけうハ変せぬものてハ其證據ハ桐宮へ放
れてわつか三年計りり程ふとんも善以人子成
わは放逐てふ不る人となり自らハ遂やとも直
夫と知れハ伊尹の不明てハ譬へハ追放して三年
に直はものハ五年七年に於不つてもふかれハ猶
へし又々ならむて世の限も暴虐てわやりやも追
ぬ方々君や臣との大義に害なく道ハ大本以失
ん不依て後世に毒以流らんけれとも伊尹の折為
ハ甚く以て後世を毒以流しててハ其後世に流し

さふ毒と云へはれきまに下とて上乃隙以伺ひ
王位を望むから國一躰の風俗以爲後世乃對曲ふ
了奴原の伊尹は此所爲多例に引て去ひ種とふし
王ある者に少の仕たち有か然らぬも其弱た
て押込て己れ其位とつはへる事數へも盡されぬ
程の事て此風俗の御國迄に及び攝政基經公は
陽成天皇と廢し奉られし了自とら此伊尹の仕業
と由承らんともれて之に付て或儒者の吾師の
直日靈を難しと書に君惡は行ひあらはす
の諫矢ふらんかの武烈天皇陽成天皇乃如て君に

して諫めも聽給ハせし臣なとら位は下し參らせ
さらん君れ善或惡き論を舍て畏と敬ふハ妾婦の
道也と云へは字吾師乃重承て辨せられぬ説小
臣君多諫めハ可也位を下し奉つ了外國の惡風
俗にて大に道尔背あり故尔武烈天皇ハ如て太
惡天皇といふとも臣是と下し奉れるとふし陽成
天皇の御世乃とハ既に漢様有れハ論及ハ抑
君惡は時ハ臣とし其位と下し奉るをささう
へへとてそのやふ不聞ゆれとも實ハ甚にあしは
事ふ其故ハ真實の忠臣にして然せん世の爲る

ん暫くよれ道理も有へけれと此々に忠臣の力ハ
有かしくして不忠臣も多う了物なもへ件んの如
く是ては自ら君の威ハ輕くする臣の威はしく
ふ又やくもよる忠臣の贖物有て始乃程ハ忠
義より亦君を輔佐しける終ふハ其位を奪ふ者出
来ぬかり漢國の代々に此弊ハと多し彼國のよ
れ史を見ハふもとも知へれ事なり然るハ君惡
しといへともひさよる小畏み敬ひて従ふ奉
ハ一わぬてハ婦人の道小逆に不似多れ共永く君
臣の義の敗るはしれ正道ふしてはいふハ其益廣

大亦亦此一端を以ても天照大御神乃道へ上へ
行へらぬやうにて實にへ至極せば妙道なり事
と悟はへへ又漢國の道身はへ賢くけ不道理
免れて聞ゆも其實尔も其失多支事とては准へ
て知へれ然りやと云ひ置たましぬらと心と留て
思ふへれ事てム此伊尹も君を放さつる事とハ彼
國にへすら非とじおるもあはれ夫も千百年眼と云
書小見へてあはてム然るに後世又僻論不南して
伊尹放太甲于桐の教字ハ教字の篆文から誤り来
りよ了ものて伊尹放太甲于桐と云事と云と云

説もあれと此を強て其非を蔽はんとして言出さる
説てと留不足らすは其事乃真の偽へたおほり
ふれれや竹書記全と云ふ古書ふん大甲の位不即
女乃元年に伊尹放太甲于桐乃自立とミ忽又七年
の下に王潜出自桐殺伊尹と有て本の王位に復た
事のみへて此等春秋左傳の杜預の跋にも引て有
不實不せんふ事て有とやらも知れぬとてム彼揚
朱と云ふ者の言にも三皇之事若存若亡五帝之事
若覺若夢三王之事或ハ頭億不識一も云てあり
のみは傳へもふして善人此の語り来る者と

思ひれ了てム○扱殷の代ハ湯王より三十一代年
數六百二十九年○割註一説に六百四十五年○
相續致して其三十一代目の王か謂ゆる紂王てム
この殷の代の年數ハ六百二十九年と云ふ又ハ
四十五年とも有に付て先師乃玉勝問にもろ大し
の古へ時世はあはけりあは事と云ふ一條に記
内れて其説に諸越乃國も夏殷もあれぬ世の
事ハ何事もはあはけりハ傳ハらざりしと云ふ
て諸の書やもふし了せり一ややうらや様も小
て時代ハ差てあはけり事おも多し一つ二はい

こく島ハ顓頊ヲ孫舜ハ顓頊ヲ七世の孫ナリト云
はに同じし時にて位多禪セテトシハいかに又伊尹
ハ成湯々時れ人々はに其子ハ伊陟ト云しハ湯々
五世の孫の大戊とわひし王の相ふり其五世乃間
乃年いと久きとひて存らる居けむ又周の先祖
の后稷ハ堯舜々時乃人と云る下文王ハ后稷々十
四世ハ孫也其間の年の數千餘年ふり以十四五世
よてんいりてはく支古マけむかの國昔時乃人と
いへやもふんり皆命長りしとハ聞へぬもの
成や是等昔の人もはやふりしれ事に云へり

死かしと云ひ置きましぬる皆むふり疑ふハ此初
先尔夏殷々りあ形との世のトハ云々と云ハさし
身譙周と云ものく古史考や云にハ炎帝と神農や
と以て各々一人とふし又羅泌と云ものく路史と
云にハ軒轅と黄帝と云此も各一人とふしはに彼
字ハけらつると云ふ蒼頡々事字史皇也云と何
る名君と臣と二人とふしはに共工氏と云と或ハ
王と云ひ又伯と云祝融氏と云と火徳の王と云
し或ハ臣と云と云杯乃類ハ字云此ハ物てム

